

- 1 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査
- 2 監査の対象 公の施設の指定管理者
社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団
対象施設 柳津児童館、サンフレンドみわ・児童センター
所 管 部 子ども未来部
令和元年度分 必要に応じて令和2年度分
- 3 監査の着眼点 令和2年度 財政援助団体等監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和2年8月25日～令和2年10月23日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(団体関係)

(1) 適正な事業報告書の提出について

地方自治法第244条の2第7項は、「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。」と規定している。

令和元年度の事業報告書について、次のような事項が認められた。

ア 柳津児童館の管理運営に関する協定書第14条第1項及び第2項並びにサンフレンドみわ・児童センターの管理運営に関する協定書第14条第1項及び第2項は、ともに、月次事業報告書は毎月終了後10日以内、年次事業報告書は毎年度終了後50日以内に市へ提出することを規定し、また、事業報告書の必要記載事項について、月次事業報告書においては、管理業務の実施状況及び施設の利用状況（開館日数、利用者数等）を、年次

事業報告書においては、これらに加え、満足度調査（アンケート）結果及び管理経費等の収支状況を掲げている。

しかしながら、必要記載事項のうち、月次事業報告書には管理業務の実施状況について、年次事業報告書には管理業務の実施状況及び管理経費等の収支状況について記載がなかった。

また、月次事業報告書には提出年月日が記載されておらず、年次事業報告書に記載されている提出年月日は年度が終了していない令和2年3月31日となっていた。

イ 事業報告書に記載すべき事項である管理経費等の収支状況を確認するため、収支決算書と関係諸帳簿を突合したところ、支出科目のうち、人件費は、収支決算額と関係諸帳簿に記載された金額が一致しておらず、不一致の金額について、支出を示す記載が関係諸帳簿になかった。

また、母親クラブ地域活動推進費及び母親クラブ活動費事務諸経費は、関係諸帳簿のどの金額を積算したのか不明であった。

したがって、人件費並びに母親クラブ地域活動推進費及び母親クラブ活動費事務諸経費については、決算額が適正であると確認することができなかった。

今後は、地方自治法及び協定書を遵守し、適正な内容が記載された事業報告書を提出されたい。

（所管部関係）

（２）適正な事務執行について

ア 柳津児童館の管理運営に関する協定書第14条第1項及び第2項並びにサンフレンドみわ・児童センターの管理運営に関する協定書第14条第1項及び第2項は、ともに、月次事業報告書は毎月終了後10日以内、年次事業報告書は毎年度終了後50日以内に市へ提出することを規定し、また、事業報告書の必要記載事項について、月次事業報告書においては、管理業務の実施状況及び施設の利用状況（開館日数、利用者数等）を、年次

事業報告書においては、これらに加え、満足度調査（アンケート）結果及び管理経費等の収支状況を掲げている。

しかしながら、必要記載事項のうち、月次事業報告書には、管理業務の実施状況について、年次事業報告書には、管理業務の実施状況及び管理経費等の収支状況について記載されていなかった。

また、月次事業報告書は提出年月日が記載されておらず、年次事業報告書は記載されている提出年月日は年度が終了していない令和 2 年 3 月 31 日となっていた。

市は、これらの事業報告書を収受した後、必要記載事項の不備について指導していない。

今後は、協定書の内容を把握し、事業報告書の点検を適切に行うとともに、委託料を適正に積算するためにも収支状況を把握されたい。

イ 岐阜市文書取扱規則第 15 条の 2 第 1 項は電子メールにより受信した文書は文書管理システムにより収受の処理をし、同条第 2 項は必要な場合に限り紙に出力し受付印を押印する処理をすることができる旨規定している。

しかしながら、指定管理者から市へ電子メールにより提出された事業報告書について、文書管理システムにより収受の処理がされておらず、出力した事業報告書にも受付印が押されていなかった。

今後は、岐阜市文書取扱規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

[意見]

(所管部局)

(1) 児童センターの職員配置について

児童センターの指定管理者を募集する際用いられた仕様書の施設の従事者として配置すべき職員及び職員数の中で、児童センターにおいては体育指導員を 1 人以上置く旨定めている。

しかしながら、仕様書等において体育指導員の要件が明らかになってい

ない。また、管理業務従事者等通知書が提出されているにもかかわらず、体育指導員の配置を確認していない。

したがって、岐阜市における児童館等児童厚生施設の職員配置基準を定める岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 53 条第 2 項の規定を踏まえ、児童センターに配置すべき適切な職員及び職員数について検討されたい。